

令和4年第2回定例会(6月)議決結果

第2回定例会が令和4年6月9日から20日までの12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など7議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町における歴史的文化資産の保存・継承を一体的に行うとともに、芦屋町の活性化を総合的に推進していくため、教育委員会部局が所掌する歴史民俗資料館の管理や文化財保護など歴史文化に関する事務を町長部局に移管するなど、組織体制を見直すために条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

課の名称を「芦屋釜振興課」から、「芦屋釜・歴史文化課」へ変更することに伴い、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ3億 7,100 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 非課税世帯等臨時特別給付金に係る国庫補助金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出＝ 国の施策として、子育て世帯生活支援特別給付金を計上したほか、町独自の支援策として、上下水道料金及び電気料金支援給付金給付事業、高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業、生活応援商品券発行事業に係る経費等を増額しています。

●令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ1億 4,400 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 非課税世帯等臨時特別給付金に係る国庫補助金、財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出＝ 町独自の支援策として、高齢者生活応援給付金事業、子育て世帯生活応援給付金事業に係る経費等を計上しています。

●令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 200 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 事業費の増額見込みに伴う町債を増額しています。

歳出＝ 町債の増額に伴う病院への貸付金及び負担金を増額しています。

●令和4年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的収入、収益的支出それぞれ 6,348 万 3,000 円を増額計上するものです。

収益的収入＝ 上下水道料金支援給付金分を一般会計から繰入するものです。

収益的支出＝ 上下水道料金支援給付金を給付するものです。

【契 約】

●第1分団ポンプ自動車購入契約の締結

(可決 満場一致)

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づく契約議案で、第1分団ポンプ自動車について購入契約を締結するものです。

【報 告】

●令和3年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

非課税世帯等臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか4事業費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和3年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告

2事業について、避けがたい事故のため事業費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

国民宿舎マリンテラスあしやにおけるトイレ設備等改修工事の事業費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告

浄化センター水処理設備建設工事委託、中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託について、事業費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

●令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告

電気室配電盤保護装置更新工事(スタンド棟東)、3階スタンド改修工事、艇庫改修工事、3階スタンド改修工事監理委託及び艇庫改修工事監理委託について、事業費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。